



長野県報

2月5日(木)
令和 8 年
(2026 年)
第 681 号

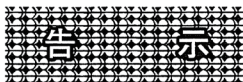
目次

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	4
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
昭和44年選告示第 4 号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

企画提案公募（プロポーザル）（会計課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（道路管理課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（医療政策課）	9
正誤（道路管理課）	10



長野県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

令和 8 年 2 月 5 日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援	日本赤十字社	東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 3 号	安曇野赤十字病院 居宅介護支援事業 所	安曇野市豊科5685番 地	令和 7 年12月12日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	社会福祉法人綿半 野原積善会	飯田市三日市場2100番 地	特別養護老人ホーム かざこしの里	飯田市三日市場2100 番地	令和 7 年12月26日

地域福祉課

長野県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和8年2月5日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	株式会社 ASCare	静岡県静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アスケア訪問入浴 飯田	飯田市松尾代田1522 今村コーポテナント	株式会社 ASCare	アサヒサンクリーン株式会社	令和7年 11月22日
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	株式会社 ASCare	静岡県静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アスケア訪問入浴 飯田	飯田市松尾代田1522 今村コーポテナント	アスケア訪問入浴 飯田	アサヒサンクリーン在宅介護センター飯田	令和7年 11月22日
訪問看護 介護予防訪問看護	特定非営利活動法人さわやか千歳	下高井郡山ノ内町夜間瀬2506－1	訪問看護ステーションちとせ	中野市吉田589－1	中野市吉田589－1	中野市一本木322－1	令和7年 4月16日

地域福祉課

長野県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年2月5日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	信濃町	上水内郡信濃町柏原428番地2	信越病院	上水内郡信濃町柏原380番地	令和7年9月1日

地域福祉課

長野県告示第45号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年2月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曽郡木祖村大字藪原1370の3・1370の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1370の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字藪原1370の1・1370の3・1370の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和8年2月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第47号

長野県諏訪地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年2月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和7年12月18日から令和8年3月25日まで
- 3 作業地域
諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第48号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年2月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 UAVレーザ測量
- 2 作業期間
令和7年5月1日から令和7年10月14日まで
- 3 作業地域
小諸市

建設政策課

長野県上田地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和8年1月16日付けで上田地域広域連合の規約の変更を許可しました。

令和8年2月5日

長野県上田地域振興局長 合 津 俊 雄

市町村課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月5日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 豊野南志賀公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市豊野町浅野字中島1398番の2地先から 長野市豊野町浅野字伊勢島1492番の1地先まで	旧	m 9.7 ～ 16.2	km 0.1005
同 上	新	10.6 ～ 16.5	0.1005

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月5日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 路線名 豊野南志賀公園線
- 2 供用を開始する区間
長野市豊野町浅野字中島1398番の2地先から
長野市豊野町浅野字伊勢島1492番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年2月5日

道路管理課

選告示第20号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

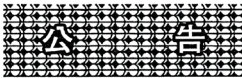
令和8年2月5日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山 昇 一

別表中	「	33, 658	を	「	33, 629	に改める。
		310, 358			310, 179	
		107, 874			107, 842	
		70, 892			70, 821	
		44, 603			44, 572	
		18, 348			18, 326	
		41, 431			41, 372	
		13, 163			13, 136	
		18, 645			18, 633	
		11, 513			11, 515	
		17, 876			17, 864	
		8, 683			8, 688	
		17, 004			16, 977	
		7, 241			7, 231	
		5, 828			5, 810	
		21, 253			21, 247	
		18, 182			18, 184	
		39, 579			39, 549	
		20, 355			20, 329	
		8, 033			8, 018	

26,952	26,939
6,255	6,242
22,070	22,045
6,879	6,862
8,303	8,281

選挙管理委員会



公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。
令和 8 年 2 月 5 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務
- (2) 業務内容
令和 8 年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務 仕様書（以下「仕様書」という。）によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月 25 日付け 22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3 月 18 日付け 22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 決済端末及びPOS（Points of Sales）システムについて、過去 5 年間に地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）における納入実績を有していること。
- (8) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、上記 (7) の要件を満たす 1 者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。

ウ 構成事業者全てが、上記 (1) から (6) までの参加する者に必要な資格を満たしていること。

エ 構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本企画提案公募に参加していないこと。

3 選定方法及び審査基準等

令和 8 年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）によります。